

令和５年度第２回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 摘録

1 日時

令和６年３月２１日（木）午前１０時～午前１１時４５分

2 場所

京都市役所本庁舎第１会議室

※対面形式及びＺｏｏｍ使用のＷｅｂ会議形式を組み合わせたハイブリッド形式

3 出席委員等

高岡委員長、石田副委員長、五十嵐委員、河野委員、佐々木委員、中野委員、哈布尔委員、山口委員、山下委員、米澤委員、峯オブザーバー（欠席：小谷委員、村井委員）

4 議事内容

(1) 産業廃棄物処理指導に係る令和６年度の取組計画について

資料１に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委 員：ホームページの野菜工場の写真について、この画像だけを見ると、野菜くずが産業廃棄物と誤解されかねない。野菜工場の野菜くずは一般廃棄物ではないか。他の写真は産業廃棄物の写真であるので一般の方は理解しにくい。何か工夫していただければありがたい。

事務局：写真の意図としては、このような業種からも産業廃棄物が出るという主旨であるが、日本標準産業分類の業種や規模によっては一般廃棄物になり、その辺りの判断が難しいものもある。ページの公開に間に合うか分からないが、誤解が生じないように配慮したい。

委 員：ホームページについて、市民向けの情報がどこにあるのか分かりにくく、記載についても専門用語が並んでいる。例えば「市民の皆様へ」というような、ここを見ればいいというのが分かればいいと思う。

事務局：利用対象者としては、主に排出事業者と処理業者を想定しているが、エコツアーの案内や工場見学の情報について、市民向けに発信していきたいと考えている。その際には、見出しで市民向けであることを明示するといった工夫をしていきたい。

委 員：エコツアーの実施に当たって、事前学習に使うのであれば、子供用の見やすいページを作ってもいいと思う。

委 員：排出事業者に対する取組（資料１の１ページ）に、産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等と記載されている。全国的に見ると、収集運搬業者による不法投棄事案も多くあるが、市が直近で把握しているものでは排出事業者が多いため、指導対象が排出事業者のみになっているという理解でいいか。

事務局：不法投棄に関しては、実際には行為者の特定が難しい。指導の事例としては、例えば、元請業者が建設廃棄物などを一時的に保管する保管用地に、大量に山積みしているといった不適正保管に関するものが比較的多い。

委 員：産業廃棄物処理業者に対する取組（資料１の５ページ）について、我々は優良事業者認

定を受けているが、認定を受けるには管理や情報の公表など労力がかかる割に恩恵は少ない。国では、公共事業などで優良処理業者認定を優遇する、若しくは優良処理業者のみが入札できるようにするということが進められている。そうなれば、収集運搬業者や処理業者が、電子マニフェストシステムの導入や優良処理業者の認定を受けるといった動きが連動して進むのではないかと思いますので、市でも検討をお願いしたい。

事務局：環境政策担当の部局のみで判断するのは難しい。入札に当たっては、参加要件を設定することも考えられるが、競争性の確保という点も重要であり、そのような要件を付け加えることが適切な業務がどれだけあるのか、それを担える事業者がどれぐらいいるのかといった点も含めて考える必要がある。

頂いた御意見については、契約担当部局とも議論をさせていただきたいと考えているが、申し上げたように競争性確保の観点との総合的な調整も必要であり、どこまで要件化できるかについては、ハードルがあると考えている。

委員：プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介（資料1の4ページ）について、ユーチューブといった動画コンテンツの作成はマンパワーがかなりかかると思う。もっと簡単な形で構わないので、特に廃プラ、プラ新法について、良い事例や情報があれば、先程のポータルサイトなどで御紹介いただきたい。

事務局：良好事例については、情報が入ってくるわけではなく、実はそれを発掘していくことが1つのハードルとなっている。御指摘のように、紹介動画作成はマンパワーが必要で、年間に何本も作るというのは難しいため、動画だけでなくより機動的に良好事例の紹介ができるよう、サイトの活用を検討してまいりたい。

また、国においても、例えばプラスチックスマートの事例紹介といった取組もされており、関心がある方をそのようなサイトに誘導するホームページの構成など、資源循環に向けた啓発のあり方を考えていきたい。

委員：先程の優良事業者については、インセンティブがもう少し大きくないと取り組むモチベーションに繋がらず利用も広がらないため、是非とも環境部局から庁内的にも働きかけていただきたい。

事務局：いろいろと御負担をいただきながら優良事業者認定を受けても、インセンティブが少ないという御意見を受けとめて、何ができるのかということを考えてまいりたい。

委員：指針に掲げられている災害廃棄物の処理について、この1年を通して、市と具体的な事務処理手順等について検討していく。協定を結ばれている他の団体との役割分担や連携をうまくとり、円滑に災害処理が進むよう是非ともよろしくお願いしたい。

事務局：災害廃棄物については廃棄物指導課とは別の部署が担当であるが、我々も一緒になって検討を進めてまいりたい。能登半島地震があり、自分事として考えやすい、意識が高まっている状況であるので、そのような機運を捉えてしっかりと進めてまいりたい。

委員：これまで産業廃棄物処理業者に対しては、規制行政の部分が中心であって、適正処理の推進ということが第一に挙げられてきた。

これからは資源循環という観点が大きくなり、また、動静脈連携、循環経済と言われる中で、この静脈産業についても、産業育成という視点からも、どのような形で資源循環を進めていくかということが大事になってくるのではないかと。今後御検討いただければ思う

ので意見として言わせていただく。

事務局：現在、国の第五次循環基本計画の検討が進められており、その中で、動脈産業と静脈産業がより連携をして、循環経済に移行していくということが重要課題であると認識がされつつある。そのような観点で規制行政一辺倒ではない育成の観点が必要であるという御指摘については、まだ絵姿としてはお答えできるものは持ち合わせていないが、そのような大きな流れの中で廃棄物指導行政として何ができるのかということについて、産業関係部局との連携も含めて、検討課題の1つとして今後も考えてまいりたい。

委員：不法投棄監視業務の効率化に向けたI o Tカメラの新規導入（資料1の2ページ）について、I o Tカメラは排出者の事業場に導入するのか、屋外に導入するのか。また、普通の監視カメラとの違い、期待される効果はいかがか。

事務局：I o Tカメラは、現在の通常の監視カメラと同様に、排出事業者の事業場ではなく、不法投棄が何度も起こるような場所に設置したいと考えている。

また、I o Tカメラは、現地にデータを回収しに行かなくても遠隔で映像を確認でき、A I 導入により画像検索が可能になる。不法投棄の通報があった際に、すぐに画像を確認でき、検索も素早くできるため、迅速化が図れると考えている。

委員：I o Tカメラは、従来の監視カメラよりコスト面ではどうか。

事務局：カメラ自体の費用は高額になるが、現地に確認に行く必要がなくなり、人件費は削減できる。

委員：不適正処理事案への指導件数の表（資料1の2ページ）について、令和5年12月現在で2分の1程度になっているが、令和5年度は減る見通しという理解でいいか。

事務局：指導件数については、計上の方法を整理している。過去は、通報があり対応した全ての件数を挙げていたが、令和4年度下半期から、違反と考えられる指導対象であったものを計上するように変更した。過去と同様の数え方では同程度となり減っているわけではない。

委員：不適正保管の事例が結構見受けられるということで、難しいことかもしれないが、今後動静脈連携などを考えていく際に、特に建設廃棄物について、ストックをして再利用していくという考え方が世界レベルでは出てきており、その辺りも考えていかないといけない。そのためには、情報共有システムをしっかりとさせないといけない。国もそのような方向で動いていると思うので、将来的には考えていただきたい。

また、優良事業者へのインセンティブは必要である。とにかく電子マニフェストに移行しないと情報共有システムは成り立たない。さらにインセンティブを与えて、紙から電子にしていかないと動静脈連携のインフラができない。今後、市でもいろいろと考えていただきたい。

事務局：保管用地における不適正保管は、建設廃棄物が混合廃棄物になったものが山積みされているという場面が多い。高く積まれているかといった観点の指導になるので、動静脈連携というリサイクルにまわしていくという観点とは少し異なると認識している。

委員：もちろん現時点ではそうである。ただし、近い将来、そのようなマテリアルも循環させていくべき、あるいはそれにインセンティブを与えるべきという話になると思う。

そうするとまさにこの不適正保管との関係をどのようにするのかという大変難しい話になる。国としても視野に入っていると思うので、そのような点も検討していかないといけない

ない。

事務局：御指摘については、非常に重要な視点であると考えている。例えば、建設残土では、今年の6月からストックヤードの規定が新たに導入される。このような国の仕組み等が構築されることも、資源の有効活用の点で大切であるため、情報収集を含めてしっかり対応していきたい。

(2) 京都市産業廃棄物処理指導指針の見直し及び産業廃棄物実態調査に係る今後の進め方について

資料2に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：調査が1回で済むのは大変良いことである。利用者の手間にならないようお願いしたい。

委員：実態調査が合わせられたのは本当に良いことである。以降の実態調査についても、5年ごとに合わせて行っていくという理解でいいか。

事務局：仮に、令和8年度に府と市が合わせて実施すれば、以降は5年ごとに同じ時期に行うことを想定している。

委員：府の計画、市の指針の改定の時期は合わせられないのか。合わせないことで弊害はないのか。

事務局：本市では、以前は計画として策定していたが、全市的に行政計画の在り方を見直す中で、産業廃棄物については令和3年3月に指針として策定している。あくまで指針であるため、取組年度を明確に定めているものではなく、指針の見直しが令和9年度の年度途中であっても特に支障はないと考えている。

また、府のスケジュールに合わせると、実態調査をしながら、その結果が見えない中で指針の見直しを進めることになる。見直しの検討に当たっては推進会議に諮らせていただくが、実態調査を実施した年度に見直しの検討も行い、その年度末にリリースをするのは作業量的にもかなり厳しいと考えており、現実的には、資料に記載のスケジュールを想定している。

府から少し遅れて市の指針を出すことで、府の方向性を見定めた上で、市の方向性を考えていくことができるため、バランスとしても良いのではないかと考えている。

府：補足説明であるが、調査時期を合わせることにについては、我々が令和8年度中の計画見直しを動かすことができないであろうということで、市が一方的に折れてくださったもので大変感謝している。

資料に記載のイメージを基本に考えており、実態調査を重複させないということを第1目標に、市と調整のうえ、より良い形にしていきたい。府の計画策定に当たっては、市にも委員として入っていただいております。市の方向性や考えとの調整も図っていけると考えている。

委員：市のスケジュールの方がリーズナブルであり、府の想定スケジュールは厳しい。

実態調査を令和8年度に実施するのであれば、実態調査の前に、特に気になるようなものについての指標や物量について把握し、ある程度トレンドを見て進めていかないと、令

和 8 年度の計画検討の際に、間に合わないのではないか。

特に最近、プラスチックなど潮流の変化が非常に激しいので、市においても府においても検討いただけたらと思う。

事務局：実態調査、見直しのスケジュールについても、これから府と相談をしながら詰めていくが、頂いた御意見も参考にしながら、合理的なやり方で進めていきたいと考えている。実態調査を実際に企画する段階、また、指針の見直しの検討に当たっても、推進会議の御意見を頂きながら進めてまいりたいと考えており、御協力をよろしくお願いしたい。